

## 【宿泊約款の主な改定箇所】

### 第2条の2の追加

追加内容	<p>(感染防止対策への協力の要請)</p> <p>当ホテルは、宿泊しようとするお客様に対し、ホテル内における特定感染症※(1)のまん延防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間※(2)に限り、その症状の有無等に応じて、旅館業法で定められた協力を求めさせていただきます。</p> <p>※(1)旅館業法において定義されている感染症</p> <p>※(2)旅館業法において定義されている期間</p>
------	---

### 第4条第1項

現行	<p>当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）<u>同条第2条第6号</u>に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</p> <p>ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。</p> <p>(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</p> <p>(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(9) <u>その他法令で定める宿泊契約拒否事由に該当する場合。</u></p>
改定後	<p>当ホテルは、次に定める場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとするお客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとするお客様が、次のイからハに該当すると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、<u>同条第6号</u>に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</p>

	<p>ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>(5) <u>宿泊しようとするお客様が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</u></p> <p>(6) <u>宿泊しようとするお客様が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する「特定感染症の患者等」であるとき。</u></p> <p>(7) <u>宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</u></p> <p>(8) <u>宿泊しようとするお客様が、当ホテルに対し、旅館業法施行規則第5条の6に該当する要求を行い※、そうした要求に応じられない旨を説明しても、繰り返し、そうした要求を求められたとき。</u></p> <p><u>※具体的には、「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針」(令和5年11月15日厚生労働大臣決定)に特定要求行為の具体例として例示されている行為を指します。以下同じです。</u></p> <p>(9) <u>天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</u></p> <p>(10) <u>その他法令で定める宿泊契約拒否事由に該当する場合。</u></p>
--	--

第6条 第1項

現行	<p>当ホテルは、次に掲げる場合において宿泊契約を解除することがあります。</p> <p>(1) <u>宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</u></p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</p> <p>ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>(3) <u>宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</u></p> <p>(4) <u>宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</u></p> <p>(6) <u>天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。</u></p> <p>(7) <u>法令で定める宿泊拒否事由及び解除事由に該当する場合。</u></p> <p>(8) <u>寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。</u></p>
改定後	<p>当ホテルは、次に定める場合において宿泊契約を解除することがあります。</p> <p>(1) <u>お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。</u></p>

	<p>イ <u>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</u>  ロ <u>暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</u>  ハ <u>法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの</u></p> <p>(3) <u>お客様が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</u></p> <p>(4) <u>お客様が旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する「特定感染症の患者等」であるとき。</u></p> <p>(5) <u>宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</u></p> <p>(6) <u>お客様が、当ホテルに対し、旅館業法施行規則第5条の6に該当する要求を行い、そうした要求に応じられない旨を説明しても、繰り返し、そうした要求を求められたとき。</u></p> <p>(7) <u>天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。</u></p> <p>(8) <u>法令で定める宿泊拒否事由及び解除事由に該当する場合。</u></p> <p>(9) <u>寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。</u></p>
--	---

第7条 第1項

現 行	<p><u>宿泊客</u>は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) <u>宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業</u></p> <p>(2) <u>外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日</u></p> <p>(3) <u>出発日及び出発予定時刻</u></p> <p>(4) <u>その他当ホテルが必要と認める事項</u></p>
改定後	<p><u>お客様</u>は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) <u>お客様の氏名、年令、性別、住所、連絡先及び職業</u></p> <p>(2) <u>外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日</u></p> <p>(3) <u>出発日及び出発予定時刻</u></p> <p>(4) <u>その他当ホテルが必要と認める事項</u></p>